本号で公布された法令のあらまし

◇平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律（法律第六八号）（内閣官房）

一　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正関係

1　法律の題名を「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」とすることとした。（題名関係）

2　東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部は、令和四年三月三一日まで置かれるものとした。（第一〇条関係）

3　令和三年の国民の祝日に関する法律（昭和二三年法律第一七八号）の規定の適用については、同法第二条海の日の項中「七月の第三月曜日」とあるのは「七月二二日」と、同条山の日の項中「八月一一日」とあるのは「八月八日」と、同条スポーツの日の項中「一〇月の第二月曜日」とあるのは「七月二三日」とすることとした。（第三二条第二項関係）

二　地方税法の一部改正関係

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を令和三年に延期することに伴い、法人住民税及び法人事業税の特例措置の適用期限を延長することとした。（附則第七条の六及び第八条の六関係）

三　租税特別措置法の一部改正関係

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を令和三年に延期することに伴い、所得税及び法人税の特例措置の適用期限を延長することとした。（第四一条の二三及び第六七条の一六の二関係）

四　平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正関係

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を令和三年に延期することに伴い、所要の改正を行うこととした。（第一条関係）

五　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとした。

◇被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（法律第六九号）（内閣府本府）

1　被災世帯の範囲の拡大

自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯を被災世帯に追加することとした。（第二条関係）

2　被災者生活再建支援金の額

1により被災世帯に追加された世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金の額は、世帯の区分に応じ、㈠から㈢までのとおり定めることとした。（第三条関係）

㈠　その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯　一〇〇万円

㈡　その居住する住宅を補修する世帯　五〇万円

㈢　その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯　二五万円

3　施行期日等

㈠　その他所要の規定の整備を行うこととした。

㈡　この法律は、公布の日から施行することとし、この法律による改正後の被災者生活再建支援法の規定（1により被災世帯に追加された世帯に係る部分に限る。）は、令和二年七月三日以後に発生した自然災害により当該被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金の支給について適用することとした。

◇郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（法律第七〇号）（総務省）

一　郵便法の一部改正関係

1　配達地により異なる額の料金を定めることができる郵便物の範囲を拡大し、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）の営業所においてその引受けを行う郵便物であって、その送達に際し会社の区分営業所（主として郵便物の区分を行う営業所をいう。）間の運送を要しない郵便物とすることとした。（第六七条第二項及び第四項関係）

2　会社が郵便業務管理規程を定め、又はこれを変更しようとする場合における総務大臣の認可の基準のうち、

㈠　郵便物の配達の方法に係る基準について、一週間につき五日以上郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の配達の方法が定められていることに緩和することとした。

㈡　郵便物の送達の方法に係る基準について、郵便物（国際郵便に係るものを除く。）について差し出された日から四日（国民の祝日に関する法律（昭和二三年法律第一七八号）に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。）以内（郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域に宛てて差し出される場合にあっては、四日を超え最も経済的な通常の方法により当該地域に係る郵便物を送達する場合に必要な日数として総務省令で定める日数以内）に送達することが定められていることに緩和することとした。（第七〇条第三項関係）

二　民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正関係

1　一般信書便役務の定義のうち、信書便物の送達日数に関して、国内において信書便物が差し出された日から四日（国民の祝日に関する法律に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。）以内（信書便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域に宛てて差し出される場合にあっては、四日を超え最も経済的な通常の方法により当該地域に係る信書便物の送達日数以内）に当該信書便物を送達するものに緩和することとした。（第二条第四項関係）

2　一般信書便事業（信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であって、その提供する信書便の役務のうちに一般信書便役務を含むものをいう。）を営もうとする者が総務大臣の許可を得ようとする場合における許可の基準のうち、信書便物の配達に係る基準について、事業計画に一週間につき五日以上一般信書便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する信書便物の配達の方法が定められていることに緩和することとした。（第九条関係）

3　配達地により異なる額の料金を定めることができる信書便物の範囲を拡大し、一般信書便事業者の事業所においてその引受けを行う信書便物であって、その送達に際し当該一般信書便事業者の区分事業所（主として信書便物の区分を行う事業所をいう。）間の運送を要しない信書便物とすることとした。（第一六条第二項関係）

三　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令（政令第三四一号）（内閣府本府）

1　被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（令和二年法律第六九号）の施行に伴い、新たに被災者生活再建支援金の支給の対象に追加された被災世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金の支給の申請期間を定めることとした。（第四条関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

3　この政令は公布の日から施行することとした。